

## 高岡地区広域圏事務組合財政事情の作成及び公表に関する条例

平成 5 年 3 月 29 日 条例第 16 号

改正 平成 17 年 11 月 1 日 条例第 2 号

高岡地区広域圏事務組合の財政事情の作成及び公表については、高岡市財政事情の作成及び公表に関する条例（平成 17 年高岡市条例第 54 号）の規定の例による。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 高岡地区公害センター組合の財政事情の作成及び公表に関する条例（昭和 49 年高岡地区公害センター組合条例第 8 号）は、廃止する。

### 附 則（平成 17 年 11 月 1 日 条例第 2 号）

この条例は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。